

6-3. 浸水による被害の軽減に関する学習

(1) 自主防災組織の結成推進や活性化

県及び市は、地域の自主防災組織の一員として、防災活動に積極的に取り組んでいただく地域防災の担い手を育成するため、防災研修を実施している（ひょうご防災リーダー講座(県)、市民防災リーダー研修(神戸市)）。東播磨県民局では、自治会や自主防災組織が防災訓練や防災学習を実施するときに活用できる、ひょうご安全の日推進事業の助成事業を積極的に案内・広報することで、上記団体の活動を支援し、地域防災力の向上を図る。

県及び市は、地域防災力向上のため、自主防災組織等が主体となり実施する事業や、地域と学校が連携して実施する防災訓練などの取り組みを支援する。

令和6年度 ひょうご防災リーダー養成講座



1月1日に多大な被害を出した「能登半島地震」の発生を皮切りに、4月3日に「台湾花蓮地震」、4月7日に「豊後水道地震」と立て続けに巨大地震が発生しています。
一方で地球温暖化の影響もあり、土砂災害・洪水などの豪雨災害や台風が毎年多発しています。
このような災害による被害を少しでも軽減するためには、県民一人一人が**自分たちの街は自分たちで守る**という地域での防災の取組を一番推進することが不可欠です。
兵庫県立広域防災センターでは、**地域防災の担い手となるリーダーの育成**を目的に、防災減災の最新の知識と教訓を学ぶ「令和6年度ひょうご防災リーダー養成講座」を9月から12月まで、計7日間開講します。

日程
1期 9月7～8日（土・日）
2期 10月26～27日（土・日）
3期 11月9～10日（土・日）
4期 12月1日（日）

会場 兵庫県立広域防災センター
募集人員 130名（豊後50名、日神80名）
募集期間 令和6年7月20日（土）午前11時～
定員に達し次第終了

料 金 受講料は無料、
食事と宿泊は有料（希望者のみ）

受講対象 兵庫県在住・在学（中学生以上・中学生は保護者同伴の場合、申込可能）、現在又は今後、自主防災組織で活躍され、自らの地域で積極的な地域防災の担い手として活動しようとする方。
※過去に本講座を修了し、既に「ひょうご防災リーダー」の称号が授与された方は応募することができません。

修了要件 ○ 合計21時間を受講できる方（初日と最終日は必ず受講すること）
○ 11月10日までに最終研修（リーダー研修）に参加できる方（後日参加可）
○ 11月10日までに豊後教員協議会の修了を提出できる方（有効期間は令和3年12月1日から令和6年12月1日まで、大人の心読解生活及びAEDの使い方の3時間コース）

修了する ○ 修了者の修了証と「ひょうご防災リーダー」の称号が授与され、地域防災の担い手として活動していただきます。
○ 日本防災士会が認定する防災士の受験資格が与えられます。
○ 原住地（又は勤務地）の県民局、市町に修了者名簿を送付し、活動機会を提供します。

申込方法 インターネットにて、広域防災センターの「ひょうご防災リーダー講座」のページからお申込みください。

お問い合わせ先 ▶ 〒673-0516 三木市志保町園部1-19 兵庫県立広域防災センター 防災教育担当
電話：0794-872-2920（代表） 0794-872-2928（防災教育）



ひょうご防災リーダー講座パンフレット
(兵庫県)

市民防災リーダー研修テキスト
(神戸市)

図 35 防災リーダーに関する研修

(2) 防災マップの作成支援

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「防災マップ」を作成し、水害リスクの認識の向上に努めるとともに、県及び市は、研修会の開催等、防災マップ作りを支援する。



図 36 防災マップの例(明石市林地区)

(3) 防災意識の向上

神明地域アンケート調査結果から、防災力を高めるのに一番必要なものは、自治会、防災福祉コミュニティ、消防団にかかわらず、「住民の意識向上」をあげる傾向は H26 と R6 で変わっていない。また、自主避難の呼びかけに対する応答は、「半分以上の人が避難するだろう」と回答した団体は H26：49%→R6：30%に減少しており、多くの団体が危機感を感じていることがわかる。

これらのことから、出前講座や防災訓練など様々な機会をとらえ、防災知識の住民への普及と学習を支援し、住民全体の意識向上に引き続き取り組む。また、体験型の防災学習の講座を提供するなどきめ細やかな支援にも努めていく。

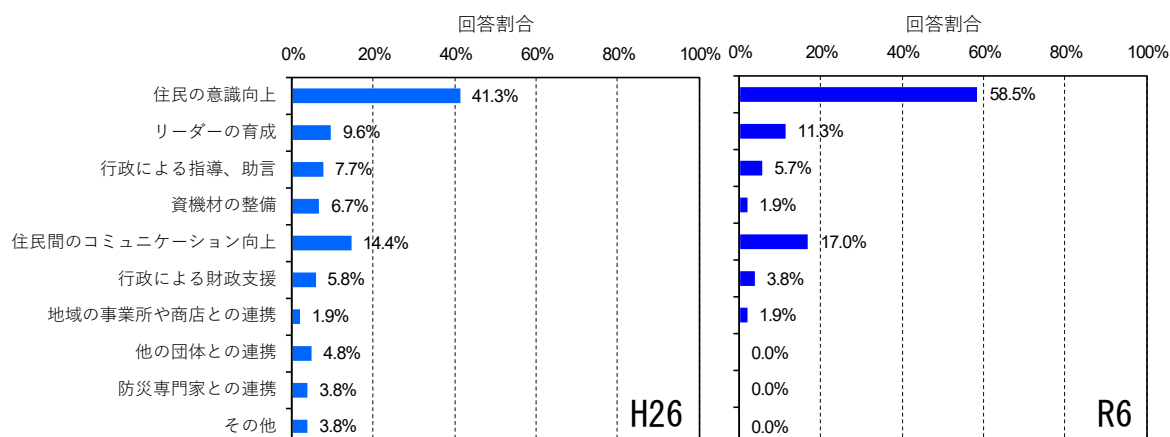


図 37 防災力を高めるために一番必要なもの

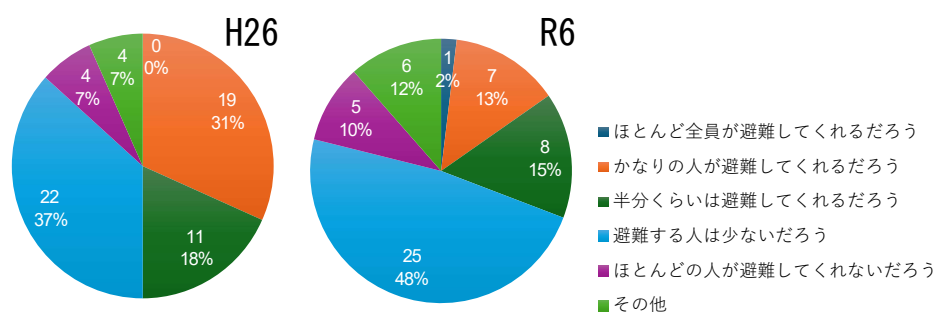


図 38 自主避難の呼びかけに対する応答

(H26・R6 神明地域アンケート調査結果)

(4) 逃げる行動に結びつく情報の把握

神明地域の自治会、防災福祉コミュニティでは、ハザードマップの認知度は、「細かいところまで詳しく見た」「ざっと大まかだが見た」を合わせると 96%となる（図 24 参照）。また、水害の危険性が高まった場合の情報把握として、一般的な気象情報に頼っている傾向は H26 と R6 でほとんど変わっていない。

しかし、的確な逃げる行動に結びつけるためには、雨量予測や身近な河川の水位情報が有効であり、これらの情報は、例えば地上デジタル放送（d ボタン）、兵庫県河川ライブカメラシステム、神戸市河川モニタリングカメラシステム、明石川流域防災カメラ等を通じ把握可能であることから、降雨時のきめ細やかな情報把握の啓発に努めていく。

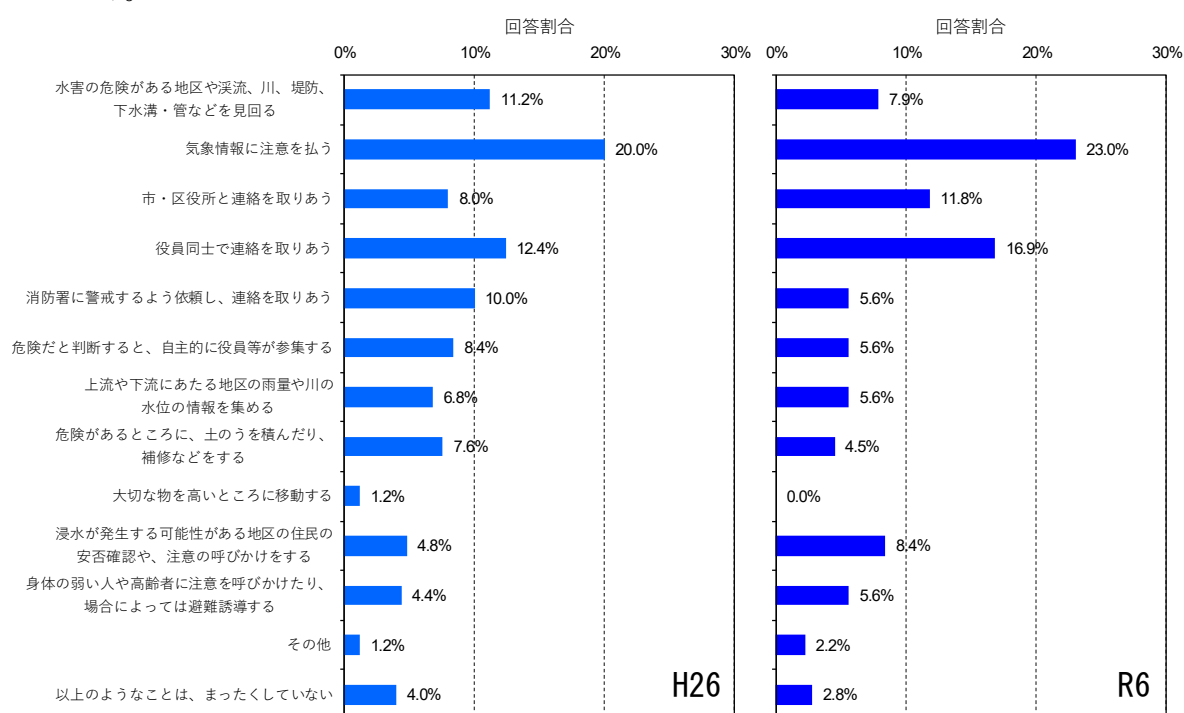


図 39 自治会及び防災福祉コミュニティの水害の危険が高まった時の実施内容

(H26・R6 神明地域アンケート調査結果)

(5) ゲリラ豪雨に「そなえる」

朝霧川流域を事例にゲリラ豪雨のシミュレーションを行った結果（資料編参照）、河川下水道整備が比較的進んだ地域で、内水氾濫の想定されない範囲でも、浸水が短時間かつ広範囲に拡大することがわかった。

ゲリラ豪雨は、現在は予測が難しい一方で、どこでも起こる可能性があることから、他の地区でも、適宜適切な避難行動につながるよう、ゲリラ豪雨の危険性の周知に努めていく。

(6) 模型製作、実験の実施

総合治水の普及活動の一環として、明石工業高等専門学校等の学校カリキュラムと連携し、総合治水の模型製作や実験を実施しており、県は模型等を活用した総合治水の出前講座を行っている。



図 40 総合治水模型を活用した出前講座

■神明地域での取り組み

県は、「ひょうご防災リーダー講座」を引き続き実施し、地域防災力の向上に取り組む。

神戸市では、「市民防災リーダー研修」を引き続き実施する。

明石市では、自主防災組織の結成を推進しており、またその育成指導として出前講座や防災訓練等の支援を実施している。

表 15 浸水による被害の軽減に関する学習の取り組み一覧

対象	今後の取り組み
県	・平成16 年度から地域防災力の向上をねらいとして「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、人材育成を実施。 ・「ひょうご安全の日推進事業助成制度」により、自主防災組織等を支援。
神戸市	・「市民防災リーダー研修」を実施。

6-4. 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(1) 水防活動への支援

県及び市は、地域における水防活動に関する取り組みを支援する。

■神明地域での取り組み

神戸市では現在、防災福祉コミュニティへの活動経費の一部を助成するとともに防災資器材の提供を行っている。

明石市は現在、地域防災訓練等の活動経費の一部を助成するとともに、自主防災組織への資器材の提供や助言等を実施している。

表 16 水防活動への支援に関する取り組み一覧

対象	今後の取り組み
神戸市	・自主防災組織である防災福祉コミュニティへの活動経費の一部助成や防災資器材の提供等
明石市	・小学校区等での防災訓練の支援や出前講座等により災害の備えを啓発

(2) 共助の取り組みの推進

市は、水害発生時に要配慮者が円滑に避難できるよう、地域内の住民同士が助けあう取り組みを支援する。

また、災害時の応援等の要請が迅速かつ円滑に行えるよう応援協定の締結や民間事業者との幅広い連携体制の構築に努める。

■神明地域での取り組み

神戸市では、共助を基本とした「災害から要援護者を守る」ための支援体制づくりの普及啓発を実施している。

明石市では、地域の要配慮者を把握するために「災害時要援護者台帳」の整備を行っている。

表 17 共助の取り組み一覧

対象	今後の取り組み
神戸市	・「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、地域の助けあい（共助）を基本とした「災害から要援護者を守る」ための支援体制づくりの普及・啓発
明石市	・要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「明石市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、地域住民が主体となって要配慮者を支援する取り組みなどを促進。

6-5. 訓練の実施

県及び市や防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県及び市は、大規模洪水時を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

また、自主防災組織の防災訓練等の支援を行う。

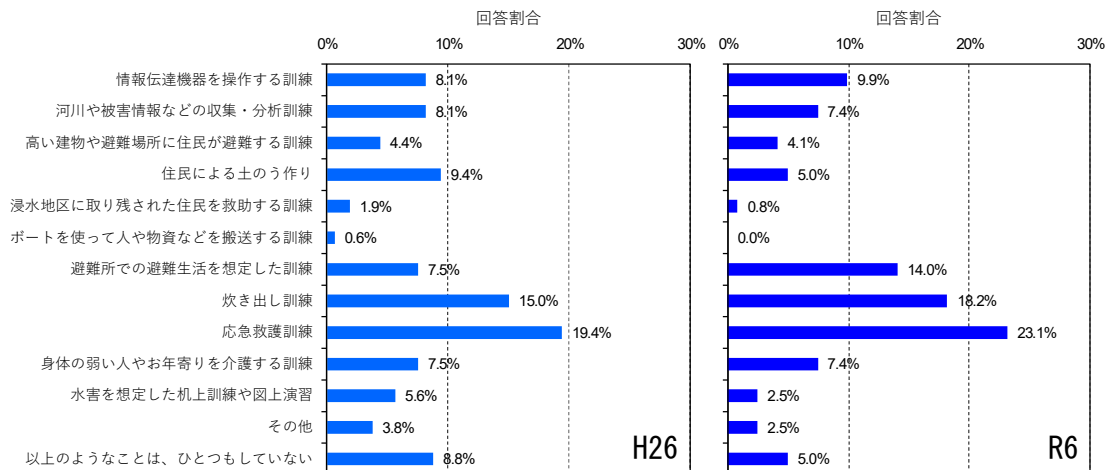
表 18 訓練実施に関する取り組み一覧

対象	今後の取り組み
県	・ 毎年増水期前に県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化。
神戸市	・ 防災関係機関、地域住民、医療機関等と連携して行う全市総合防災訓練、各区総合防災訓練の実施 ・ 自主防災組織である防災福祉コミュニティを中心とした防災訓練の支援
明石市	・ 防災訓練や水防訓練を毎年実施するとともに、地域の防災訓練等の支援。

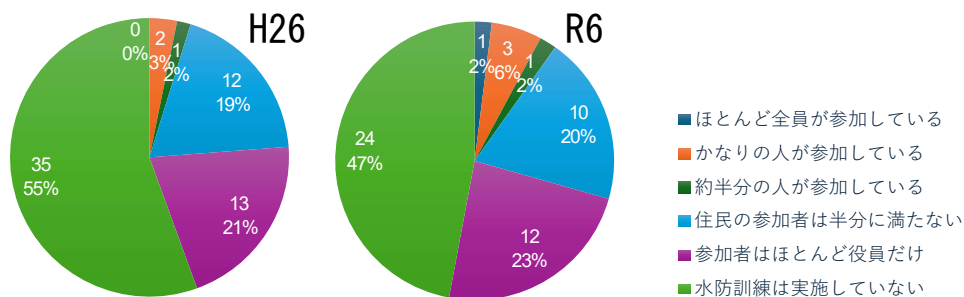
参 考

アンケート結果より、水害に備えるための訓練として、H26 と R6 では同様の傾向で、「応急救護訓練」、「炊き出し訓練」を実施している団体が多い。また、R6 では「避難所での避難生活を想定した訓練」を実施する団体が増えている。

また、水防訓練を実施していない団体が H26：55%→R6：47%と少なくなり改善している。また、約半分以上の人が参加しているという団体が H26：5%→R6：10%と多くなり改善している。



水防訓練の実施状況



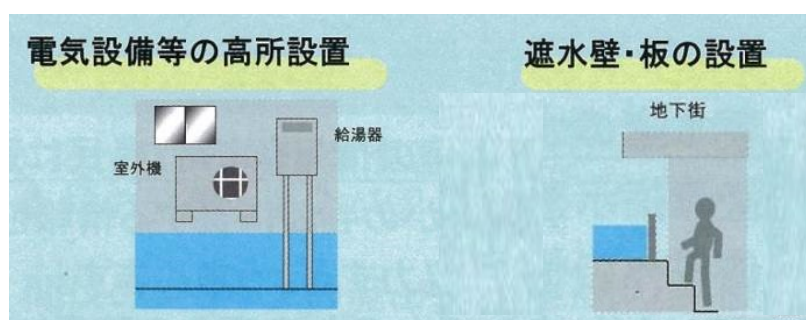
水防訓練への地区住民の参加状況

6-6. 建物等の耐水機能及び浸水による被害からの早期の生活の再建

(1) 建物等の耐水機能

県及び市は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月、兵庫県）の普及に努める。また、県民は、敷地の地形や市が配布するハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」に基づき、遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県及び市は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討する。また、県は特に必要と認める建物等を、所有者等の同意を得た上で、「指定耐水施設」に指定することができる。所有者等は、耐水機能、維持の適正な管理を行う。



出典：兵庫県総合治水パンフレット

図 41 耐水機能の主な例

■神明地域での取り組み

明石市では現在、令和 5 年 1 月に改定した耐水化計画に基づき、船上浄化センターの耐水化を進めている。

(2) 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、計画策定（平成 26 年度）時から加入率について、多少の増減はあるが、ほぼ横ばいで推移している（神戸市 7.1%→7.2%、明石市 10.1%→9.7%）。

今後も、県民は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入に努め、県及び市はより一層の加入促進に努める。



図 42 フェニックス共済パンフレット

表 19 フェニックス共済加入状況

市名	加入戸数(戸)	加入率(%)
神戸市(全体)	35,998	7.2
明石市(全体)	9,164	9.7
全県		9.4

令和 6 年 3 月 31 日現在

7. 環境の保全と創造への配慮

河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、河川整備を行うものとする。“安全ですこやかな川づくり”、“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”、“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、県が「生物多様性基本法」に基づき、平成21年3月に策定（平成31年2月に改定）した「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、森林や水田・ため池などを対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行う。

7-1. 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保

神明地域の河川においては、都市部における小動物や鳥類、魚類等の生息・生育の場となっている。そのため、河川整備における河床掘削や河道拡幅においては、生態系にとって重要な河川植生の保全に努める。

河川改修にあたっては、河床の平滑化、低水路の平面・縦断形状の直線化を行わないなど、流れに変化を持たせた施工に努める。また、魚類の遡上・降下に配慮した落差工などの落差の解消、増水及び渇水時における避難場所の確保に努める。さらに、植生の再生・保全を目的にして、適した工法を積極的に採用に努める。

7-2. 参画と協働による川づくり

ひょうごアドプト等により、県民の河川愛護活動への支援を行う。

表 20 河川に関わる団体数

事務所名	活動範囲	ひょうごアドプト活動	河川愛護活動
神戸県民センター	神戸市西区内	4 団体	2 団体
加古川土木事務所	明石市内	3 団体	1 団体

※ひょうごアドプト活動と河川愛護活動の両方の活動を行っている団体については、アドプト活動団体として計上している。また、ひょうごアドプト活動は、河川に関する活動団体を抽出している。

7-3. 水田・ため池・森林環境の保全

人と環境にやさしい環境創造型農業を推進するとともに、圃場整備やため池改修において、生態系や景観の保全に配慮する。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や地域住民による環境保全活動に努める。

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

7-4. グリーンインフラの取り組み

自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れることで、気候変動対策、自然環境を活かした地域活性化・観光振興、交流・コミュニティ形成、健康増進、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり等の課題解決に貢献する。

8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項

8-1. 県民相互の連携

県民は、地域やグループでの勉強会の開催、各戸貯留への取り組みなど、総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動を推進するよう努める。

県は、総合治水等に関する取り組みが推進されるよう、市や各団体と連携する。

8-2. 関係者相互の連携

準用河川等の整備、公共下水道の整備等については、神明(明石川等)地域総合治水推進協議会の場などを活用して連携を図る。

土地利用計画の策定に当たっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無等を踏まえて策定するものとする。

8-3. 財源の確保

総合治水は県・市・県民が協働して推進するものであり、流域貯留等の取り組みは、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理することを基本としている。また、関係機関と協力して取り組むものとする。

県及び市は、自らが所有する施設について、率先して貯留施設等の整備に取り組むとともに、補助金等、有利な財源の確保に努める。また、県及び市は、市や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

8-4. 土砂災害、高潮、津波対策との連携

山腹崩壊に伴う土砂流出による河川埋塞、河口付近での高潮による浸水、河川遡上する津波による浸水等への対応を的確に行うため、「第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）」、「兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10）」、「津波防災インフラ整備計画」と連携した取り組みを推進する。

8-5. 総合治水の普及啓発

総合治水を推進するためには、学校関係者、公園管理者、利水者、企業、県民等の協力が必要である。特に、流域対策に係る本来の施設機能との両立に関する施設管理者の協力や、減災対策に係る防災情報の周知への県民の協力を得るには、総合治水の必要性への理解が不可欠となる。このため、県、市及び県民が連携して、総合治水の必要性を広く周知するための普及啓発を多様な方法で推進する。

8-6. 計画のフォローアップについて

本計画策定後も協議会において、計画の進捗状況を把握する。毎年フォローアップシートによる点検を行い、概ね 10 年後に計画の見直しを行うこととする。ただし、取り組みの進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜計画を見直すこととする。